	(1) 脂肪分が全重量の30%以下のもの																						
040221.111	一 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040221.119	一 その他のもの		X	S																			
	(2) その他のもの																						
040221.121	一 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040221.129	一 その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
	(1) 学校等給食用のもの及び飼料用のもの																						
	一 学校等給食用のもの																						
040221.211	一一 学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040221.212	一一 その他のもの		X	S																			